

令和元年12月26日  
(照会先)  
リスク統括部  
リスク統括部長 川田 高寛  
(電話直通 03-6892-7744)  
経営企画部広報室  
広報室長 山田 勝  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 事務処理誤り等(令和元年11月分)について

令和元年11月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

# 事務処理誤り等（令和元年11月分）について

別添

## I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

## II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

### 1 令和元年11月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが41件、平成30年度が28件、平成29年度が7件、平成28年度が3件、平成27年度が6件、平成26年度以前が36件、合計121件(市区町村において発生した6件、委託業者等が発生させた14件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な109件について、一覧で事象をお示ししています。

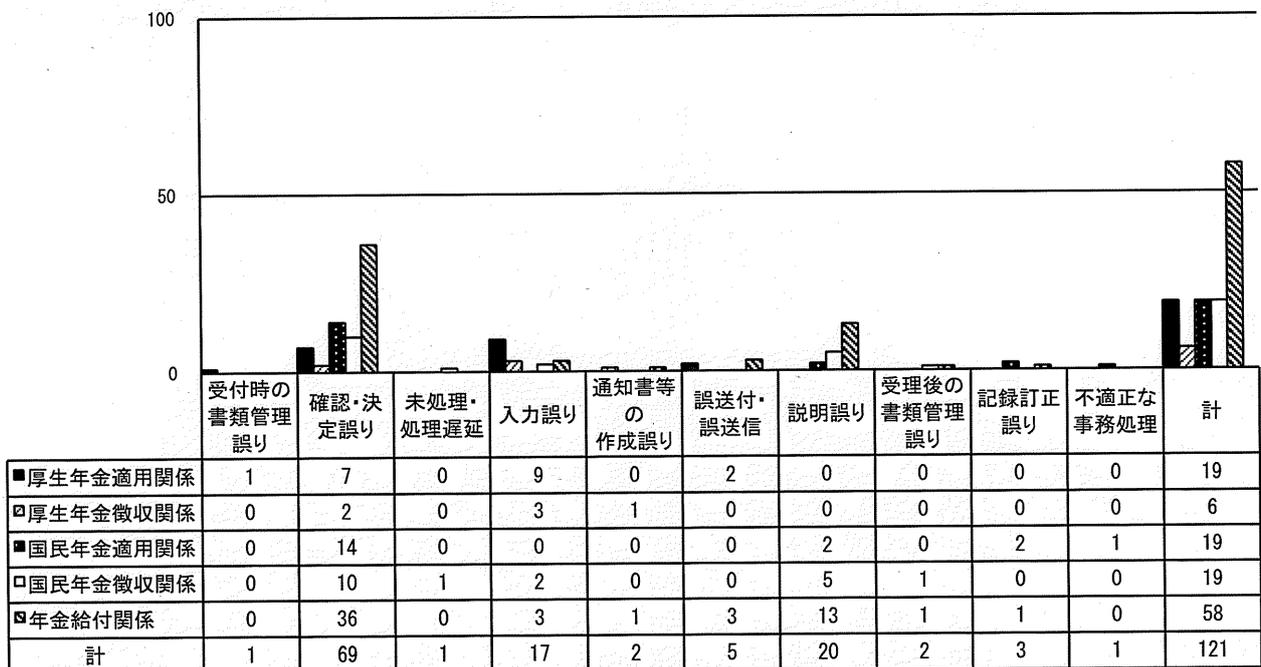
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
件数	29(2)	1	1	1(1)	0	1	2	6(1)	3	7(1)	28(5)	41(10)	121(20)
割合	24.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.0%	0.8%	1.7%	5.0%	2.5%	5.8%	23.1%	33.9%	100.0%

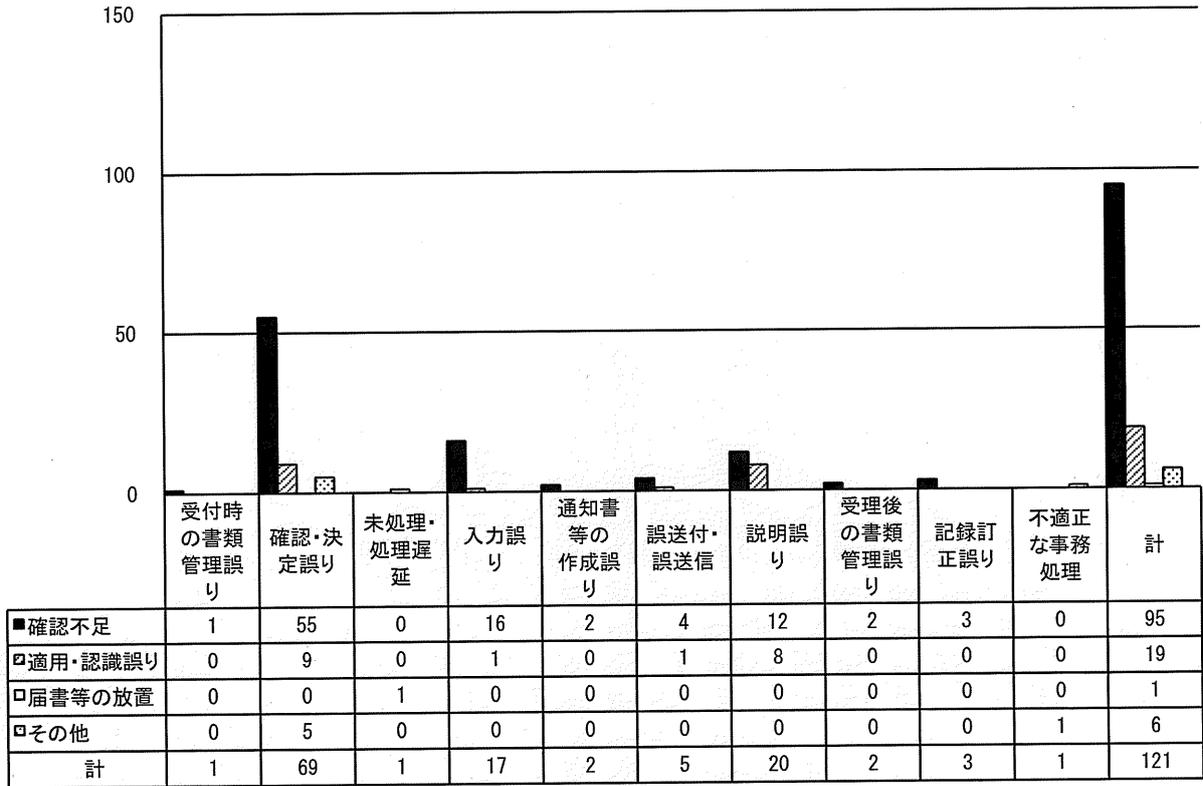
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

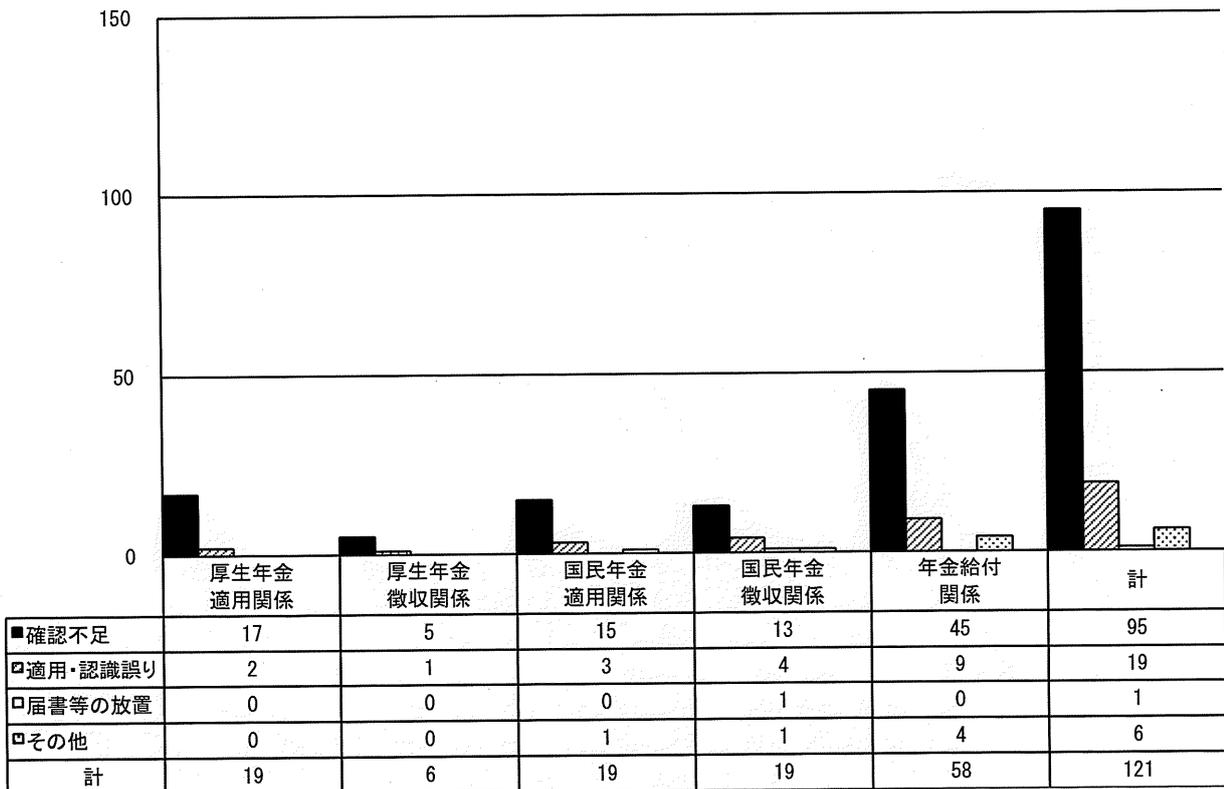
### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



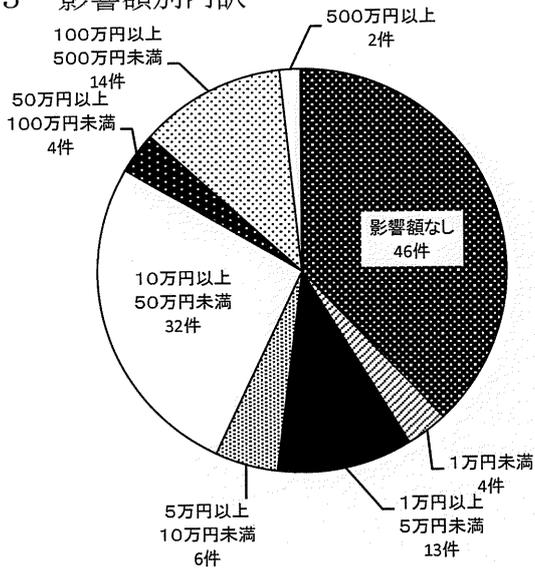
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

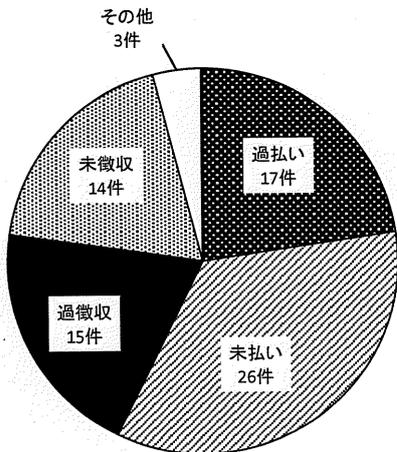


### 5 影響額別内訳



影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし	9	4	11	4	18	46
1万円未満	1	0	1	2	0	4
1万円以上5万円未満	2	0	2	4	5	13
5万円以上10万円未満	0	0	1	1	4	6
10万円以上50万円未満	5	1	3	8	15	32
50万円以上100万円未満	0	0	1	0	3	4
100万円以上500万円未満	2	1	0	0	11	14
500万円以上	0	0	0	0	2	2
計	19	6	19	19	58	121

### 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	17件	21,191,455	1,246,556
未払い	26件	34,823,921	1,339,381
過徴収	15件	4,372,553	291,503
未徴収	14件	4,877,530	348,395
その他	3件	443,872	147,957
計	75件	65,709,331	876,124

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過徴収と未徴収	3件	443,872円
---------	----	----------

### 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	61件	50.4%
外部	60件	49.6%
計	121件	100.0%

### 8 システム事故等

発生日月	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2015年10月1日	被用者年金一元化に伴う在職老齢年金における激変緩和措置の適用誤り	181名	過払い	17,192,649円

### Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。  
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。  
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払いの別)	令和元年12月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	62件	2,199万円	105,336件	606.1億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	729件	1.8億円	1,512件	3.9億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	3件	139万円	1,583件	12.7億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	2件	136万円	159件	2,803万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	4件	92万円	92件	671万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	6件	3,756万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	1件	32万円	178件	4,182万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	239件	3,817万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	16件	1,369万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	2件	6万円	1,427件	1.0億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	17件	456万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	7件	464万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	545件	5.2億円	1,490件	11.2億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	66件	272万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	21件	4,401万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	2件	189万円	28件	1,851万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	7件	5,492万円	35件	3.0億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	338件	2,271万円	21,957件	13.2億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	1件	9万円	545件	6.2億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	7件	3,259万円	286件	11.2億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	4,545件	1.4億円	70,510件	12.9億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	21件	3,131万円	47件	7,152万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

## ○日本年金機構の令和元年11月分の事務処理誤り一覧(1~17ページ)

1. 厚生年金適用関係	.....	1P	整理番号 1~18
2. 厚生年金徴収関係	.....	4P	整理番号 19~22
3. 国民年金適用関係	.....	5P	整理番号 23~37
4. 国民年金徴収関係	.....	7P	整理番号 38~56
5. 年金給付関係	.....	10P	整理番号 57~109

## ○システム事故等一覧(18ページ)

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(19~21ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	足立	1999年 12月24日	2019年 2月18日	<p>○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
2	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 8月29日	2019年 9月13日	<p>○内部点検において、算定基礎届の報酬の平均額の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、算定基礎届の平均額の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	344,723
3		入力誤り	宮城	石巻	2018年 8月13日	2019年 9月12日	<p>○事業所から問合せがあり、算定基礎届の報酬月額の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	1,764,307
4	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2019年 7月4日	2019年 7月10日	<p>○事業所から問合せがあり、賞与支払届の賞与額の確認不足により、標準賞与額を誤って決定・通知していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へ説明の上お詫びし、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、賞与支払届の賞与額の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
5		入力誤り	京都	事務センター	2019年 8月2日	2019年 9月2日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者における賞与支払届の賞与額の入力時の確認不足により、賞与額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所	過徴収	180,576
6	厚生年金適用関係届書等の誤り	入力誤り	石川	金沢広域 事務センター	2019年 11月14日	2019年 11月20日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者における氏名変更届の氏名を入力時の確認不足により、氏名を誤って入力したため、誤った氏名が記載された保険証が発行されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、訂正処理を行い正しい保険証を発行しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して氏名変更届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1事業所	なし	0
7	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	北海道	事務センター	2018年 7月4日	2019年 10月10日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者における70歳以上被用者該当届の報酬月額の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。</p> <p>●委託業者に対し、70歳以上被用者該当届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	過払い	2,301,805

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2019年7月2日	2019年9月3日	<p>○内部点検において、二以上事業所勤務者にかかる70歳以上被用者月額変更届について処理手順の確認不足により、本来二以上事業所の報酬を合算し月額変更届の処理をするべきところ、1社分の報酬で処理を行ったため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる70歳以上被用者月額変更届について処理手順の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	過払い	34,534
9			神奈川	横須賀	2017年5月12日	2019年11月5日	<p>○内部点検において、二以上事業所勤務者にかかる75歳到達による健康保険被保険者資格喪失届の処理手順の確認不足により、資格喪失届に対する非選択事業所分の決定通知書を手作業で作成すべきところ、自動作成されるものと誤認していたため、決定通知書が作成されていないことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へお詫びの上説明し、通知書を作成・送付しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる75歳到達による健康保険被保険者資格喪失届の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
10			神奈川	横須賀	2018年4月12日	2019年11月5日	<p>○内部点検において、二以上事業所勤務者にかかる月額変更届の改定月の入力時の確認不足により、改定月を誤って入力したため、事業所間の保険料負担割合に影響があり、保険料の未徴収及び過徴収があることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる月額変更届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
11		入力誤り	神奈川	横須賀	2018年6月12日	2019年11月5日	<p>○内部点検において、二以上事業所勤務者にかかる賞与支払届の入力時の確認不足により、賞与の支払元を非選択事業所とするところ、選択事業所として入力したため、保険料について非選択事業所にかかる未徴収及び選択事業所にかかる過徴収があることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	その他	125,042
12			神奈川	横須賀	2018年8月22日	2019年11月5日	<p>○内部点検において、二以上事業所勤務者にかかる資格取得届の生年月日の入力時の確認不足により、生年月日を誤って入力したため、70歳以上の方には課されない厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の過徴収があることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料等は還付しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	その他	17,930
13			神奈川	横須賀	2018年9月20日	2019年11月5日	<p>○内部点検において、二以上事業所勤務者にかかる賞与支払届の入力時の確認不足により、賞与の支払元を非選択事業所とするところ、選択事業所として入力したため、保険料について非選択事業所にかかる未徴収及び選択事業所にかかる過徴収があることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	その他	300,900
14			神奈川	横須賀	2018年5月11日	2019年11月5日	<p>○内部点検において、二以上事業所勤務者にかかる資格取得届の生年月日の入力時の確認不足により、生年月日を誤って入力したため、70歳以上の方には課されない厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の過徴収があることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料等は還付しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	過徴収	185,900
15			神奈川	横須賀	2018年7月3日	2019年11月5日	<p>○内部点検において、二以上事業所勤務者にかかる70歳到達による資格取得届の資格取得日の入力時の確認不足により、資格取得日を誤って入力したため、保険料の過徴収があることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる70歳到達による資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	過徴収	1,667

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
16	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域事務センター	2019年 9月24日	2019年 9月25日	○受託社会保険労務士から問合せがあり、受託社会保険労務士宛に電子申請賞与支払届総括票を送付する際に確認が不足し、誤った送付先で宛名シールを作成したため、受託していない事業所の電子申請賞与支払届総括票が誤って送付されていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの受託社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した電子申請賞与支払届総括票は回収し、本来送付すべき受託社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、受託社会保険労務士宛の宛名シールを作成する際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	5社労士	なし	0
17			北海道	事務センター	2019年 9月20日	2019年 9月25日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の書類が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
18	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	石川	金沢広域事務センター	2019年 10月15日	2019年 11月8日	○事業所から問合せがあり、委託業者における書類の管理不足から資格取得届の受付登録及び処理が行われておらず、保険証が発行されていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。受付登録及び処理を行い、保険証を発送しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を適切に行うとともに経過管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
19	厚生年金徴収関係の誤り	入力誤り	徳島	阿波半田	2019年 8月21日	2019年 9月13日	○内部点検により、還付金を充当する際の確認不足により、保険料の減額入力を行うべきところ、増額入力を行ったため、本来の保険料よりも高い金額の納入告知書が作成されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、正しい保険料額の納入告知書を手交しました。 ●担当部署において、還付金を充当する保険料の登録時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
20			滋賀	草津	2019年 4月1日	2019年 10月21日	○内部点検により、全喪月分の保険料の登録時の確認不足により、保険料の減額入力を行うべきところ、増額入力を行ったため、本来作成されない納入告知書が作成されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、納入告知書を回収しました。 ●担当部署において、保険料の登録時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
21	厚生年金保険料還付の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2019年 7月26日	2019年 8月19日	○事業所から問合せがあり、郵便局窓口での還付金の受取りにかかる国庫金送金通知書を作成する際の確認不足により、請求者の代理人の氏名(漢字)を誤って入力したため、郵便局窓口において代理人が正当な受取り人と認められず、還付金の受取りができないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、還付金の受取りができたことを確認しました。 ●担当部署において、郵便局窓口での還付金の受取りにかかる国庫金送金通知書を作成する際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未払い	193,454
22	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	福島	平	2019年 11月11日	2019年 11月12日	○事業所から問合せがあり、口座振替の停止についてのお知らせを作成する際に内容確認が不足したため、誤った内容のお知らせを発送していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びと正しいお知らせを送付しました。 ●担当部署において、送付文書の内容確認を徹底するよう周知しました。	7,017 事業所	なし	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
23	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年5月28日	2019年9月17日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得処理をする際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、資格取得処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
24	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松西	2019年1月23日	2019年4月18日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたことで、口座振替ができず、保険料が未徴収となることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	294,110
25			香川	善通寺	1973年1月1日	2018年11月26日	<p>○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
26			愛媛	新居浜	2018年7月19日	2019年7月29日	<p>○市町村から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	62,960
27			長崎	長崎北	2014年4月30日	2019年4月15日	<p>○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	507,700
28			大阪	大手前	2017年6月1日	2019年8月13日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	16,490
29			茨城	土浦	2015年1月20日	2019年10月1日	<p>○街角の年金相談センターから連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	360,580

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
30	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	石川	七尾	1986年 4月1日	2019年 4月24日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金強制加入期間に該当する期間を任意加入期間としていたため、60歳到達による資格喪失処理が行われず、保険料を過徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,340
31		説明誤り	千葉	市川	2011年 10月29日	2019年 1月23日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
32	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2015年 9月28日	2019年 9月20日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、誤った日付で国民年金第3号被保険者資格喪失処理を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	45,750
33		記録訂正誤り	群馬	前橋	2013年 8月27日	2019年 7月19日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
34		記録訂正誤り	大阪	豊中	2003年 3月28日	2017年 12月25日	○共済組合から連絡があり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
35	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2019年 5月23日	2019年 6月11日	○年金事務所から連絡があり、健康保険の扶養認定の確認不足により、本来国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者として処理したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料については納付書で納付いただきました。 ●担当部署において、届書処理時の扶養認定の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,410
36	国民年金適用勸奨の誤り	不適正な事務処理	大阪	堀江	2019年 11月27日	2019年 11月27日	○お客様から連絡があり、国民年金適用勸奨の際の不注意により、勸奨業務に必要な個人情報記載された書類を一時的に紛失したことが判明しました。 ●担当者が、一時的に紛失した書類について速やかに回収し、お客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金加入勸奨をする際の書類の管理を徹底するよう周知しました。	11名	なし	0
37	公的年金加入状況等調査の誤り	確認・決定誤り	富山	高岡	2019年 11月10日	2019年 11月11日	○お客様から連絡があり、公的年金加入状況等調査を委嘱した調査員が、調査を行った際の不注意により、調査票を別宅に置き忘れていたことが判明しました。 ●担当者が、置き忘れていた調査票について速やかに回収し、お客様にお詫びの上説明しました。 ●調査員に対し、調査時における書類の管理を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0

## 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
38	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松西	2019年 4月24日	2019年 5月9日	○事務センターから連絡があり、付加保険料納付書作成時の確認が不足し、前納を希望していたにもかかわらず、定額の付加保険料納付書を作成したため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、付加保険料納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	2,380
39		説明誤り	愛知	熱田	2019年 7月9日	2019年 9月5日	○市町村から連絡があり、市町村において国民年金付加保険料の手続きをする際に、当月中の手続きを案内すべきところ、案内が漏れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、国民年金付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	800
40	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2019年 4月25日	2019年 5月27日	○担当部署で確認したところ、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったため、過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	377,470
41			大阪	大阪広域 事務センター	2018年 6月8日	2019年 4月8日	○担当部署で確認したところ、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	34,920
42			宮城	仙台南	2019年 10月4日	2019年 10月24日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったため、過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	92,190
43	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2015年 9月30日	2019年 4月25日	○お客様から問合せがあり、受給期間の確認不足により、誤った対象期間で後納保険料を案内したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	469,730
44	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 4月17日	2019年 10月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除理由該当・消滅届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、入力処理がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除理由該当・消滅届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
45			青森	むつ	1989年 11月20日	2019年 8月2日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず、強制加入期間として徴収していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	494,840

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
46	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年9月17日	2019年10月17日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
47		説明誤り	兵庫	西宮	2018年3月23日	2018年5月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の締切日について誤った案内をしたため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替の締切日のスケジュール確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	1,120
48	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2018年11月27日	2019年6月28日	○年金事務所から連絡があり、クレジットカード納付申出書を処理する際の確認が不足し、処理手順を誤ったため、クレジットカードによる前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	380,880
49			岡山	岡山広域事務センター	2018年10月22日	2019年8月26日	○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付申出書を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理済みと判断したため、クレジットカードによる前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	380,880
50			鹿児島	川内	2019年8月22日	2019年8月23日	○お客様から問合せがあり、クレジット納付勧奨を送付する際の確認不足により、本来対象ではない方に対し、誤ってクレジット納付勧奨を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、クレジット勧奨対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
51		説明誤り	兵庫	東灘	2019年2月28日	2019年5月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料のクレジット納付の手続きをする際に、利用限度額変更について誤って案内したため、クレジットカードによる前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、締切日の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	380,880
52			熊本	熊本西	2019年5月7日	2019年6月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料のクレジット納付の手続きをする際に、残高確認時期について誤って案内したため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付についての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	380,880
53	国民年金徴収関係の誤り	説明誤り	愛媛	新居浜	2019年11月11日	2019年11月12日	○お客様から問合せがあり、社会保険料控除証明書の再発行依頼を受付した際に、各年度ごとの分割した控除証明書の発行を希望していたにもかかわらず、誤って分割では発行できないと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、各年度ごとに分割した控除証明書を送付しました。 ●担当部署において、控除証明書の再発行の取扱いについて確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
54	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	2019年 7月5日	2019年 8月22日	<p>○機構本部から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予の勧奨を行った際に、対象者の年金記録の確認不足により、誤った年度の申請書を送付していることが判明しました。</p> <p>●担当部署よりそれぞれのお客様にお詫びの文書及び正しい記載内容の申請書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	158名	なし	0
55	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	福岡	西福岡	2018年 8月22日	2019年 5月28日	<p>○お客様から問合せがあり、市町村において書類の進捗管理が不足し、クレジットカード納付申出書の進捗を漏らしたため、処理が行えず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。</p> <p>●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	未徴収	380,880
56		受理後の書類管理誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 7月27日	2019年 4月11日	<p>○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、委託業者における書類の管理不足から、国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、再度届書を提出していただきました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう指導しました。</p>	14名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
57	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	佐賀	唐津	1996年 10月3日	2019年 3月28日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	912,255
58			秋田	鷹巣	1991年 1月31日	2017年 12月27日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	30,425
59			兵庫	尼崎	2001年 11月15日	2018年 8月15日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,925,639
60			兵庫	姫路	2010年 7月1日	2019年 10月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	444,511
61			千葉	船橋	1985年 9月5日	2017年 12月13日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、受給権発生年月日を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,732,050
62			大阪	大手前	1996年 6月13日	2018年 10月30日	○機構本部から連絡があり、生年月日の確認不足から、市区町村が誤った生年月日で被保険者記録を登録しており、年金請求書を受付する際も生年月日の誤りに気付かないまま受付したため、誤った生年月日で老齢年金が決定されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●市区町村に対し、年金請求書受付時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
63			岡山	岡山広域 事務センター	2015年 11月頃	2019年 10月23日	○共済組合から連絡があり、老齢年金請求書処理時の確認不足から、届出のあった老齢年金請求書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ老齢年金請求書を回付し、年金が決定されたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が年金請求書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
64	老齢年金の受給要件等の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域事務センター	2019年 8月15日	2019年 9月5日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、委託業者が老齢年金決定時に受付年月日の入力を誤ったため、記載内容に誤りがある年金証書が送付されたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい記載内容の年金証書を送付しました。なお、年金に未払いはありませんでした。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
65		説明誤り	埼玉	大宮	2006年 11月10日	2018年 9月7日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,222,117
66			広島	福山	2019年 2月12日	2019年 5月28日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、老齢年金の障害者特例の請求ができるにもかかわらず、障害者特例の請求ができることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、障害者特例の処理を行いました。なお、老齢年金は支給停止中であるため、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金相談時には障害者特例に該当するかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
67			愛媛	今治	2017年 2月14日	2018年 10月16日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金第3号特例届の案内をせずに受給要件がないとして年金請求書を受付しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	213,967
68			東京	大田	2017年 7月11日	2019年 3月25日	○届書審査時の記録確認により、年金相談時の確認不足から、老齢年金の障害者特例の請求ができるにもかかわらず、障害者特例の請求ができることを説明しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には障害者特例に該当するかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	88,020
69			神奈川	高津	2009年 10月15日	2017年 8月17日	○他の年金事務所から連絡があり、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,374,970

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
70	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	山形	山形	2007年 3月9日	2019年 4月19日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	15,039
71			沖縄	名護	1997年 3月13日	2019年 1月18日		1名	過払い	209,126
72			長野	長野北	1997年 3月20日	2019年 3月12日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に国民年金第3号被保険者期間を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	432,252
73			埼玉	所沢	1980年 2月21日	2018年 9月21日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に一部の厚生年金被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	514,693
74			愛知	一宮	1997年 3月19日	2019年 1月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金請求が行われた際、厚生年金手帳番号番号が新たに判明し記録統合を行ったが、記録に不備があったため記録補正後に老齢年金を決定すべきところ、記録補正前に老齢年金を決定したことから、老齢基礎年金のみが決定され、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,249,503
75			京都	京都南	1973年 1月9日	2017年 11月13日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に厚生年金被保険者期間や標準報酬月額登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,477
76			愛知	昭和	2002年 1月10日	2015年 3月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、特別一時金を支給済みのため特別一時金の計算の対象となった国民年金被保険者期間については、老齢基礎年金の計算時に除外すべきところ、老齢年金の計算時に含めて決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,129,878
77			兵庫	須磨	2007年 9月28日	2019年 2月6日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間が代行返上されているにもかかわらず、老齢年金の年金額の改定を行わなかったことなどから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	210,417

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
78	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2019年 3月19日	2019年 5月10日	○お客様から問合せがあり、市区町村で受付した年金請求書进行处理の際、お客様は老齢基礎年金の繰下げ請求を希望しているにもかかわらず、65歳支給の老齢基礎年金として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払前であったため、年金の過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
79		説明誤り	山形	寒河江	2019年 2月9日	2019年 4月19日	○お客様から問合せがあり、繰下げ支給の老齢年金の受給を希望している方に対し、必要書類の確認不足から、窓口で誤って65歳から受給するための請求書をお客様へ案内し受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求の手続きについて再確認しました。	1名	過払い	4,052,761
80			愛知	名古屋北	2019年 4月2日	2019年 6月10日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金のみ先に繰下げ請求し老齢厚生年金については70歳まで繰下げ待機を希望している方に対し、委託社会保険労務士が繰下げ請求書の記載方法の説明を誤り受付したことから、70歳到達前にもかかわらず繰下げ支給の老齢厚生年金が決定され、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	303,249
81			宮崎	宮崎	2016年 3月16日	2019年 3月26日	○届書審査時の記録確認により、年金相談センターにおいて請求書の記載方法の説明を誤り受付したことから、老齢基礎年金の繰下げ待機を希望している方に対し、誤って65歳から支給する老齢基礎年金が決定され、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●年金相談センターにおいて、年金請求書受付時には記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,129,191
82		遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	1992年 12月10日	2019年 7月2日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足から、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、遺族厚生年金の決定を取消しました。なお、遺族厚生年金は支給停止中であるため、過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
83			三重	四日市	1974年 7月頃	2019年 5月23日	○年金相談時の記録確認により、遺族年金決定時の確認不足から、子として登録すべきところ誤って妻と登録し年金を決定したため、18歳到達で遺族年金が失権せず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には続柄の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,639,249

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
84	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2019年5月23日	2019年8月5日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求書審査時の確認不足から、認定日請求による障害厚生年金を決定すべきところ、事後重症請求による障害厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,882
85			本部	障害年金センター	2017年12月7日	2019年9月19日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間中に初診日があったにもかかわらず、障害厚生年金の審査を行わず障害基礎年金のみ決定したため、障害厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	362,682
86			本部	障害年金センター	2019年10月24日	2019年11月8日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求書審査時の確認不足から、認定日請求による障害年金を決定すべきところ、事後重症請求による障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払日前に訂正を行ったため、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
87			本部	障害年金センター	2019年9月19日	2019年10月10日	○お客様から問合せがあり、障害状態の確認不足から、障害厚生年金について障害等級2級から1級へ併合改定すべきところ併合改定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払日前に訂正を行ったため、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、障害認定時の障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
88			大阪	天王寺	2016年2月頃	2019年4月18日	○年金相談時の記録確認により、20歳前傷病による障害基礎年金は未決勾留期間中は支給停止とならないにもかかわらず、誤って支給停止としたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止の扱いを再確認しました。	1名	未払い	262,966
89			本部	障害年金センター	2018年1月11日	2019年4月9日	○年金事務所から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足から、障害認定結果の登録を誤り障害年金を決定したため、誤った決定に基づいた障害状態確認届(診断書)を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい障害状態確認届(診断書)を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
90			沖縄	コザ	2019年7月9日	2019年8月23日	○年金相談時の記録確認により、納付要件の確認不足から、前回の年金相談の際に、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
91	加給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年10月10日	2019年7月17日	○年金事務所から連絡があり、老齢年金決定時の確認不足から、年金請求書に記載があるにもかかわらず子の登録を行わなかったため、老齢厚生年金について子の加給年金額の加算処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に加給年金額の対象となる子の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	279,700
92		説明誤り	東京	文京	2019年2月20日	2019年4月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、年金決定時に加給年金額の加算対象者である子が既に登録されているため、加給年金額加算開始事由該当届の提出が必要ないにもかかわらず、誤って提出が必要であると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時には加給年金額の加算対象者の登録の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
93	再裁定の誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	2010年2月16日	2019年5月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定の処理を漏らしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,320,453
94			群馬	高崎	1987年3月20日	2017年3月29日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金について誤った標準報酬月額に訂正する再裁定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	139,056
95	年金選択の誤り	確認・決定誤り	大阪	難波	1986年4月30日	2018年9月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金選択処理時の確認不足から、旧厚生年金保険法の遺族年金と老齢年金を受給している方について、老齢年金の支給停止となる時期の登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	70,916
96		説明誤り	三重	四日市	2019年2月20日	2019年6月21日	○お客様から問合せがあり、年金額の確認不足から、お客様に有利となる年金選択方法を誤って説明し、お客様の意向とは異なる年金選択方法の年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	167,335

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
97	年金選択の誤り	説明誤り	大阪	吹田	2018年 10月31日	2019年 3月29日	○お客様から問合せがあり、傷病手当金の支給状況の確認不足から、年金相談センターにおいてお客様に有利となる年金選択方法を誤って説明し、お客様の意向とは異なる年金選択方法の年金選択申出書を受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●年金相談センターにおいて、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	16,489
98	特別障害給付金の誤り	通知書等の作成誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2019年 6月6日	2019年 6月25日	○市区町村から連絡があり、特別障害給付金額改定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する支給額を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●お客様に文書でお詫びし、正しい記載内容の特別障害給付金額改定通知書を送付しました。なお、特別障害給付金の支払いに誤りはありませんでした。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	103名	なし	0
99	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2019年 7月25日	2019年 10月23日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届処理時の確認不足から、共済組合が支給する高齢厚生年金のみ振込口座の変更を希望しているため、機構が支給事務を行っている高齢厚生年金については振込口座の変更処理を行う必要がないにもかかわらず、誤って振込口座変更処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届処理時には処理を行うべき年金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
100			宮城	仙台広域 事務センター	2019年 8月28日	2019年 10月23日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	64,822
101	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	北海道	札幌北	2006年 10月26日	2019年 10月23日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で高齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	259,380
102	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	東京	八王子	2017年 10月24日	2018年 11月28日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が標準報酬改定請求の説明時に請求期限についての説明を漏らしたため、請求期限内に標準報酬改定請求が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。標準報酬改定請求書を受付し処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
103	時効特例給付等の誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2015年 12月18日	2019年 4月17日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の確認不足から、年金請求が遅れたため時効消滅した期間にかかる年金はお支払いすべきでないにもかかわらず、時効特例給付及び遅延特別加算金の支払いを行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、時効特例給付の取扱いについて再確認しました。	1名	過払い	879,303

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
104	時効特例給付等の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	奄美大島	2019年 2月21日	2019年 4月11日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者記録が判明したため、時効消滅した期間にかかる給付及び遅延特別加算金の支払いを行うべきところ行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時の時効の取扱いについて再確認しました。	1名	未払い	73,103
105	老齢年金額の補正誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2019年 10月16日	2019年 10月18日	○担当部署において確認したところ、年金の支払い作業時に補正処理が必要にもかかわらず、作業内容の確認不足から、補正処理を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、補正作業が必要な場合は、補正内容の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	1,557,930
106	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	石川	金沢広域 事務センター	2019年 11月5日	2019年 11月8日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足から、他のお客様にかかる被保険者記録回答票を年金分割改定通知書とともに誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者記録回答票を回収しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
107	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	群馬	高崎	2019年 9月27日	2019年 10月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
108	年金給付関係書類の管理誤り	誤送付・誤送信	山口	徳山	2019年 9月10日	2019年 9月10日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が障害年金請求キットをお客様にお渡しする際、誤って他のお客様の書類を障害年金請求キットとともに交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した書類を回収しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
109	年金給付関係書類の管理誤り	受理後の書類管理誤り	愛媛	松山西	2019年 7月11日	2019年 8月30日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、既に処理済である年金証書等の再交付申請書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

### システム事故等一覧

項番	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	被用者年金一元化に伴う 在職老齢年金における激 変緩和措置の適用誤り	2015年10月1日	2019年5月10日	<p>○在職老齢年金の激変緩和措置について、65歳到達により特別支給の老齢厚生年金が失権した時点で終了とすべきところ、その判定条件に一部誤りがあったため、65歳到達以降も引き続き激変緩和措置が適用され、年金額が過払いとなっている方がいることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、過払いとなった年金について、返納いただく対応を行いました。</p> <p>●激変緩和措置に係る仕様についてシステム改修を実施します。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	181名	過払い	17,192,649

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構と共済組合との間の情報連携不足</li> <li>・システム処理に起因するもの</li> <li>・機構における事務処理誤り</li> <li>・お客様からの届出漏れ</li> </ul> </li> <li>※平成29年9月公表済みのものと同種の事象</li> </ul>
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</li> <li>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</li> <li>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</li> <li>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</li> </ul>
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</li> <li>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</li> <li>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</li> <li>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</li> <li>○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</li> <li>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</li> <li>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</li> <li>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。</li> <li>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</li> </ul>
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</li> <li>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</li> <li>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</li> <li>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</li> <li>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</li> <li>○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</li> <li>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</li> </ul>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</li> <li>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔三共済〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</li> <li>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</li> </ul>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</li> <li>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</li> <li>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</li> </ul>
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がいる場合には加給年金を加えた額に改定している。</li> <li>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</li> <li>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</li> <li>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</li> <li>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</li> <li>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があるが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</li> <li>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</li> <li>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</li> </ul>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。</li> <li>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</li> <li>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</li> <li>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</li> </ul>
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</li> <li>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</li> <li>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかると対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかると対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。